営利利用と非営利利用の区分について

【営利利用】

多目的ホール及び各会議室の使用料は、営利利用(次の①から⑥までに掲げる利用をいい、⑤ 以外では確定申告を行う必要がある個人事業主が行う利用を含みます。)に当たる場合は、10 割増しとなります。

- ① 物品、不動産等の販売、買取、商談等(※販売又は買取を目的とする利用は多目的ホールに限る。)
- ② 投資商品の販売、投資・資産運用の相談会、説明会、セミナー等
- ③ 営利を目的とする宣伝行為、展示、講演、講座、教室、私塾、投資・資産運用以外の相談会、説明会、セミナー等(※展示を目的とする利用は多目的ホールに限る。)
- ④ 営業活動、勧誘活動、販売促進等のための研修会、勉強会等
- ⑤ 営利企業の交流会、会社説明会、株主総会、取締役会、役員会、採用試験等
- ⑥ ①から⑤までに照らして施設管理者が営利利用に当たると判断する利用

【非営利利用】

営利利用に当たらない利用は非営利利用となります。主に次のような利用が非営利利用に当たります。

利用の態様 利用者 (1)国の行政機関、地方公共 国の行政機関・地方公共団体(地方公営企業を含む。)・独 団体等がその業務として行 行政法人・地方独立行政法人・特殊法人 (例)官公署、国公立学校、国公立病院、NTT、NH JP、JT、JR、NEXCO 等 (2)地域活動団体等の活動、 町内会、まちづくり協議会その他これに類する地域活動	K.
団体等がその業務として行 う事業 (例)官公署、国公立学校、国公立病院、NTT、NH JP、JT、JR、NEXCO 等 (2)地域活動団体等の活動、町内会、まちづくり協議会その他これに類する地域活動	K.
う事業 (例)官公署、国公立学校、国公立病院、NTT、NH JP、JT、JR、NEXCO 等 (2)地域活動団体等の活動、町内会、まちづくり協議会その他これに類する地域活動	
JP、JT、JR、NEXCO 等 (2)地域活動団体等の活動、町内会、まちづくり協議会その他これに類する地域活動	
(2)地域活動団体等の活動、町内会、まちづくり協議会その他これに類する地域活動	团
	力団
催事 体	
(3) 営利を目的としない法 営利を目的としない法人・団体	
人・団体の活動、無料催事 (例) NPO法人、ボランティア・社会貢献・社会奉仕流	5動
(国の行政機関又は地方公 を行う団体、社会福祉法人、社団法人、財団法人、学校法	人、
共団体から受託して行う無 医療法人、農業協同組合、労働組合、商工会議所、商工会	等
料催事を含む。)	
(4) 国家資格を有し特定の 国家資格を有し特定の職業に従事する者の団体	
職業に従事する者の団体の (例)弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士	会、
活動、無料相談 行政書士会 等	
(4) 営利企業等による地域 営利企業等	
貢献を目的とする無料催事	
(5) 宗教法人の一般利用 宗教法人	
(6)設立の届出が行われて 設立の届出が行われている政治団体	
いる政治団体の一般利用	
(7)個人等の一般利用(確定 個人、サークル、同好会等	
申告を行う必要がないもの	ļ
に限る。)	